

特 定 建 設 作 業

建設工事として下記の機器を使用する際は、特定建設作業の届け出が必要になります。（2部提出）

添付資料といたしまして、地図、工事工程表、機器の説明書等の添付をお願いします。

下記に含まれない場合は、特定建設作業の届出は不要となりますが、周辺的生活環境に配慮した公害対策をお願いします。

騒音

一 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）

二 びょう打機を使用する作業

三 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。）

四 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が一五キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）

五 コンクリートプラント（混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）

六 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が八〇キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

七 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七〇キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

八 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が四〇キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

（虎の巻：馬力（HP）をキロワット（kW）に換算する場合には $1 \text{ HP} = 0.746 \text{ kW}$ として換算する。）

振動

一 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業

二 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

三 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。）

四 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。）

※規制基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、一日の作業時間を規制基準の時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

（虎の巻：馬力（HP）をキロワット（kW）に換算する場合には $1 \text{ HP} = 0.746 \text{ kW}$ として換算する。）